

【福岡県】HP掲載版※

| 自治体意見・要望 | 気象庁回答 |
|--|---|
| 降雨量等について具体的な数値基準を示していただきたい。 | 「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。 |
| 特別警報の発表区域は「市町村単位」とされているが、特定の市町村に大雨等が予想され、特別警報が発表される場合、「対象県内で警報が発表されている市町村全てが特別警報に切り替わる」とされている。そのような取扱い、特別警報の意義を希薄化させるものであることから、市町村単位又は県内を数地域に細分化した単位での確に発表していただきたい。 ※現在運用されている「大雨警報」の発表基準のように、市町村単位(または地域単位)での発表基準を明確化することが必要であると考えられる。 | 特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行います。今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。 |